

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当者) 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

印

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。
 なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和4年1月12日
- 2 工 事 名 豊岡光生園屋上改修工事
- 3 工 事 箇 所 〒299-1742 千葉県富津市豊岡 3535-1
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名
電話番号 () メールアドレス
- 5 資格確認申請項目

(1) 資格者名簿における建築工事一式の格付(総合点数)		() 点)
(2) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地(千葉県内にある事務所)		
(3) 専任配置予定の技術者		氏名
生年月日 (年齢)		住所 電話
法令による免許 公告した資格のみ、取得年及び登録番号を記載すること。		
※現場管理実績の工事名・規模・期間		
(4) 同種工事の施工実績		
工事 名称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
概 要 工 事 等	規 模 等	
	構 造 形 式	
	工 法	
	技術的特記事項	

留意事項

- (1) 提出された申請書類のみで資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- (2) 工事概要等は、公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績についての確に判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。
- (3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長等名で差し支えない。
- (4) 専任配置予定技術者が申請時に他工事に従事している場合は、「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」に従事状況及び落札時の対応措置について記載すること。
落札後に技術者が配置できず、契約できない場合は指名停止等の恐れがあります。
なお、特段の理由がなく提出した配置予定技術者を変更することはできない。

説明資料

次の資料を添付すること。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿「登載通知書」の写し
- (2) 有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (3) 建設業許可申請書の写し（当該営業所が確認できるページのみでよい。）
- (4) 当該技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し
（他の者の氏名・報酬等は、マジックインク等で消すこと。）
- (5) 同種工事の契約書かがみ等の写し（発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。）

申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

項 目	確認欄
(1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿「登載通知書」の写し	
(2) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
(3) 建設業許可申請書の写し	
(4) 技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し。 工事経歴書及びその工事の契約書主要図面の写し。	
(5) 同種工事の契約書かがみ等の写し及び主要図面の写し。	

一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日

商号又は名称 様

契約担当者

一般競争入札参加資格確認結果について

このことについて、三芳光陽園 改修工事Ⅱの入札参加資格確認の結果を下記のとおり通知します。

記

入札公告日	令和4年1月12日	
工事名	豊岡光生園屋上改修工事	
入札資格の有無	有・無	
	入札参加資格が無いと認められた理由	

なお、入札参加資格が無いと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、平成 年 月 日までへその旨を記載した書類を提出してください。

契約の保証について

落札者等は、工事請負契約書（案）の提出時に、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の(1)から(3)のいずれかの書類を提出しなければならない。

(1) 金融機関等（金銭保証人）の「保証書」

〔注〕ア 金銭保証人となれる者は次のとおりである

(ア) 出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合

(イ) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社

イ 保証債務の内容は、工事請負契約に基づく契約解除による違約金の支払いを目的としたものであること。

ウ 保証の相手方は「社会福祉法人あたご会」であること。

エ 保証額は請負代金額の10分の1以上であること。

オ 保証期間が工期全体を含むものであること。

カ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証額、保証期間）の変更を行う。

キ 保証債務の履行請求の有効期間が、保証期間経過後6カ月以上確保されていること。

ク 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、金融機関等から保証金が支払われたときは、保証金は社会福祉法人あたご会が取得し、違約金に充当される。

(2) 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」

〔注〕ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が、工事請負契約に関して請負者の債務の履行を保証するものである。

イ 公共工事履行保証証券の債権者（保証金受取人）が社会福祉法人あたご会であること。

ウ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

エ 保証期間は、工期全体を含むものであること。

オ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

カ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは保険金は社会福祉法人あたご会が取得し、違約金に充当される。

(3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」

〔注〕ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行により生じた損害をてん補し、保険金を支払うことを目的とする保険契約である。

イ 履行保証保険は、「定額てん補方式」であること。

ウ 履行保険の被保険者（保険金受取人）が社会福祉法人あたご会であること。

エ 保険金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

オ 保険期間は、工期全体を含むものであること。

カ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期の変更）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

キ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは、保険金は社会福祉法人あたご会が取得し、違約金に充当される。